

# 上限価格方式（プライスカップ方式）における東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

平成 18 年 6 月 28 日  
物価問題に関する関係閣僚会議

電気通信分野における上限価格方式（プライスカップ方式）については、事業者に経営効率化のインセンティブを与え、料金の低廉化を促す趣旨で導入されたものである。

このような上限価格方式における東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の提供する特定電気通信役務の基準料金指数については、別紙のとおり実施することとし、あわせて今後次の方針により対処するものとする。

## 記

- 1 政府は、特定電気通信役務における基準料金指数の設定に関する情報公開を一層積極的に推進する。
- 2 政府は、NTT東日本及びNTT西日本に対して、今後とも経営の効率化に努めるとともに、サービスの向上・情報提供に積極的に取り組むよう要請する。
- 3 政府は、固定電話市場における競争の進展により、利用者が実際に支払っている料金水準が低下している現状にかんがみ、料金規制の在り方（基準料金指数の算定方法や適用範囲等）について早急に検討し、結論を得ることとする。

(別 紙)

## 特定電気通信役務の基準料金指数の設定の内容

### 1 基準料金指数（平成18年10月から1年間）

区 分	事業者名	NTT東日本	NTT西日本
	音声伝送バスケット	92.7	92.7
うち加入者回線サブバスケット	100	100	
専用バスケット（参考）	87.6	88.5	

注：平成12年4月1日時点の料金を100とした場合の指数

### 2 実施予定期日等

- ・ 平成18年 6月30日まで 基準料金指数をNTT東西に通知
- ・ 平成18年10月 1日から 適用開始

#### 【参考】基準料金指数の推移

(1) 平成12年10月から平成15年9月まで適用された基準料金指数

区分		H12.10～	H13.10～	H14.10～
音声伝送バスケット		97.8 (東:97.4 西97.8)	95.5 (東:92.9 西93.0)	92.7 (東:92.6 西92.6)
	うち加入者回線サブバスケット	100 (東:100 西100)	100 (東:100 西100)	100 (東:100 西100)
専用バスケット (参考)	NTT 東日本	97.6 (95.8)	95.1 (92.3)	92.2 (89.4)
	NTT 西日本	97.6 (96.3)	95.1 (92.9)	92.2 (89.7)

(2) 平成15年10月から平成18年9月まで適用された基準料金指数

区分		H15.10～	H16.10～	H17.10～
音声伝送バスケット		92.7 (東:92.6 西92.6)	92.7 (東:92.7 西92.7)	92.7 (東:85.9 西86.4)
	うち加入者回線サブバスケット	100 (東:100 西100)	100 (東:100 西100)	100 (東:95.8 西96.1)
専用バスケット (参考)	NTT 東日本	90.4 (88.7)	89.3 (87.7)	88.3 (86.9)
	NTT 西日本	90.8 (89.2)	90.1 (86.5)	89.5 (86.8)

※ 平成12年4月1日時点の料金水準を100とした場合のもの。

※ ( ) 内は、NTT東西の実際料金指数。

# 参 考 資 料

- 1 プライスキャップ(上限価格方式)の概要
- 2 基準料金指数の算定
- 3 生産性向上見込率の設定

## 1. プライスキャップ(上限価格方式)の概要

- ・ N T T 東日本及び N T T 西日本(以下「N T T 東西」という)が提供する固定電話サービス及び専用サービスについて、事業者の経営効率化や料金の低廉化を促すため、一定のサービス区分(バスケット)ごとに料金水準の上限(基準料金指数)を設定。
- ・ N T T 東西は、バスケットごとの基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定可能。
- ・ 基準料金指数を超える料金設定については総務大臣の認可が必要。
- ・ プライスキャップは平成 1 2 年 1 0 月から適用。運用については 3 年ごとに見直しを行う(本年は、平成 1 5 年に続き 2 度目の見直し。)

### 【プライスキャップのバスケットと対象サービス】

サービス区分(バスケット)	主な具体的料金
音声伝送バスケット (電話及び I S D N サービス)	通話料・通信料、番号案内料
うち加入者回線サブバスケット (加入者回線設備を用いて提供される電話及び I S D N サービス)	基本料、施設設置負担金
専用バスケット(専用サービス)	専用料

## 2. 基準料金指数の算定

### (1) 基準料金指数(料金の上限)の算定方法

- ・ バスケットごとの料金を指数化し、一定の期間中の指数の上限を基準料金指数として設定。
- ・ 基準料金指数は、「消費者物価指数変動率」と、N T T 東西に期待される「生産性向上見込率(X値)」を勘案して設定。

## (2) 基準料金指数の算定式

- ・ 基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数×  
(1＋消費者物価指数変動率－生産性向上見込率±外生的要因)
- ・ 基準料金指数の初期値は100とする。  
(平成12年4月1日の料金水準)

## (3) 今回の基準料金指数の設定の考え方

- ・ 音声伝送バスケットについては、一定の競争圧力が働いていること、今後の市場の動的な変化の正確な予測が困難であること等から、現行の基準料金指数を維持する値に設定。
- ・ 専用バスケットについては、NTT東西の経営の実態に即した基準料金指数を設定。

## 3. 生産性向上見込率(X値)の設定

### (1) 生産性向上見込率(X値)の設定方法

- ・ プライスキャップの運用に当たっては、3年ごとにNTT東西の生産性向上見込率(X値)を設定し、当該X値を用いて基準料金指数(料金の上限)を設定。
- ・ X値は、NTT東西の今後の生産性向上分を見込んで設定するものであり、算定期間の最終年度においてプライスキャップの対象サービスの収支が相償するように算定。

### (2) X値の算定式

- ・ 収入×(1＋消費者物価指数変動率－X値)<sup>3</sup>  
＝費用＋適正報酬額・利益対応税額

### (3) 今回のX値設定の考え方

- ・ 音声伝送バスケットについては、消費者物価指数変動率を上回るX値も下回るX値も設定され得る試算結果が得られたところ、市場を構成するネットワーク及びサービスが動的に変化していくことが見込まれる現状においては、競争ルールの中立性や利用者利益の保護といった政策的視点からの検討も踏まえ、X値を消費者物価指数変動率に設定。
- ・ 専用バスケットについては、NTT東西の収支予想に基づいて算定されたX値（NTT東日本：年率0.5%、NTT西日本：年率0.8%）を設定。